

密集市街地における民有地を活用した防災広場の整備等について

地震時等において防災上多くの課題を抱える密集市街地の改善は都市の安全確保のため喫緊の課題です。老朽化した空き家等を除却し、防災広場を確保することは、平時における居住環境の改善に加えて、発災時における火災の延焼防止や一時避難場所等としての活用など、市街地環境の改善に大きな効果があります。そこで国土交通省では、民有地を活用した防災広場の整備について、制度拡充等を行ったところであります。また、複数の地方公共団体において、土地の無償借り受けによる防災広場の確保を行われているところであり、あわせて情報提供いたします。こうした仕組みも参考にして頂き、整備改善を進めていただくよう、よろしくお願い致します。

(1) 整備費に係る制度拡充（予算）

令和5年度予算においては、密集市街地の着実な解消に向けて、官民連携により避難地や防災拠点となる小規模な広場の整備を促進するため、地方公共団体と協定等を結んだ民間事業者等が広場、緑地、公園等の整備を行う場合の整備費に係る補助率を引き上げる制度拡充を行っています。（1/3から1/2に引き上げ）

※住宅市街地総合整備支援事業（密集住宅市街地整備型）の支援メニュー

【従前建物の除却】

居住環境形成施設整備事業－老朽建築物等除却

補助対象：除却工事費、除却に伴う通損補償費等

補助率（※1）：2/5（空き家等（※2）の場合）

1/3（空き家等以外の場合）

（※1）民間実施の場合。地震時等に著しく危険な密集市街地において一定の要件を満たす場合には、補助率は1/2となります。

（※2）空き家住宅、空き建築物、不良住宅、特定空家等

【防災空地の整備】

居住環境形成施設整備事業－地区公共施設等整備

補助対象：整備費

補助率：1/2（地方公共団体が整備する場合）

1/3（民間事業者等が整備する場合（※3））

（※3）地方公共団体と協定等を結んだ民間事業者等が広場、緑地、公園等の整備を行う場合に補助率を1/2に引き上げ

(2) 土地の無償借り受けによる防災広場の確保（情報提供）

密集市街地の防災性向上に資する防災広場の確保にあたっては、地方公共団体が用地を取得し、整備・管理を行う方式のほか、所有者から土地を無償で借り受け、固定資産税を非課税とし、自治会等と連携して防災広場を整備・管理する方式も大変有効であるため、各市の取組事例を参考としてご紹介します。